住所　東京都青梅市新町４丁目６番地20
黄泰洪　昭和30年12月31日生
鄭育子　昭和34年８月15日生
黄桂子　平成５年６月１日生
黄將樹　平成６年12月28日生
住所　東京都青梅市河辺町10丁目３番地15
黄大洪　昭和27年６月９日生
金晴美　昭和32年９月29日生
黄裕子　昭和61年１月８日生
黄拓也　昭和62年４月30日生
黄晃子　平成元年１月29日生
黄祥子　平成５年２月22日生

○国税庁告示第三十四号

特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）附則第四条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月十二日

国税庁長官　古谷　一之

別表特定非営利活動法人金融知力普及協会の項中「尾関ともよ」を「金子　昌資」に改め、同表特定非営利活動法人東京盲ろう者友の会の項中「山岸　康子」を「藤鹿　一之」に改め、同表特定非営利活動法人リブ・フォー・ライフ美奈子基金の項中「東京都渋谷区広尾一丁目三番十七号ＯＨＴＳＵビル３Ｆ」を「東京都渋谷区広尾五丁目二四番三号ハイシティ広尾Ⅰ―三〇一」に改める。

○国税庁告示第三十五号

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年八月八日から適用する。

平成二十四年十月十二日

国税庁長官　古谷　一之

別表特定非営利活動法人福岡犯罪被害者支援センターの項を削る。

○農林水産省告示第二千二百七十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、株式会社日本同位体分析研究所が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十四年八月二十三日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十月十二日

農林水産大臣　郡司　彰

変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央五丁目七―二	神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目一番地四十

○経済産業省告示第二百二十六号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

平成二十四年十月十二日

経済産業大臣　枝野　幸男

災害名	地域	指定の期間
平成二十四年七月九州地方豪雨災害	福岡県	
	久留米市	平成二十四年七月三日から平成二十五年一月十一日まで
	柳川市	同右
	八女市	同右
	筑後市	同右
	うきは市	同右
	嘉麻市	同右
	朝倉市	同右
	みやま市	同右
	熊本県	
	熊本市	同右
	菊池市	同右
	阿蘇市	同右
	大津町	同右
	南小国町	同右
	小国町	同右
	産山村	同右
	高森町	同右
	南阿蘇村	同右
	五木村	同右
	山江村	同右
	球磨村	同右
	大分県	
	中津市	同右
	日田市	同右
	竹田市	同右

○国土交通省告示第千百二十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月十二日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十二日

国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名　中国縦貫自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
美作市上相一五一〇番から同市上相一五七〇番一まで	前	最大 五六	五九〇
		最小 二八	
	後	最大 三二	
		最小 一七	
岡山県勝田郡勝央町岡一〇七一番から同県勝田郡勝央町岡一〇一七番三まで	前	最大 六〇	一九三
		最小 二五	
	後	最大 二九	
		最小 一七	